

## 「インドネシア：外為取引報告義務」

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

外為取引報告義務についての中銀通達内容をご報告します。

インドネシア中銀は、外為取引報告義務に関する中銀規定（14/21/PBI/2012、2012年12月21日付[発行日：2013年1月1日]）、中銀回状（No.15/17/Dint、2013年4月29日）を発表しています。これは、以前からあった3つの規定が一本化され、改訂されたものです。

本件については、皆様から多くのご照会をいただいております。皆様の関心の高い外為取引報告義務について、以下、要点を記載します。

### 【外為取引報告義務（日本語での要点）】

- 外為取引報告は以下の情報及びデータを含む：

*居住者・非居住者間の商品・サービスの貿易取引及びその他の取引*

*海外金融資産及び/又は負債の残高と変動*

*対外借入の計画及び/又は実現*

- 外為取引報告は月次で翌月15日までに報告。
- 1年超の長期対外借入計画は毎年3月15日までに提出（計画の変更は7月1日まで）。
- 対外借入（長期と短期両方を含む）企業は財務情報について、6ヶ月毎（6月15日と12月15日まで）に中銀に対して報告提出。
- 外為取引報告（含む長期対外借入計画）と財務情報はオンライン報告が可能。

### [罰則規定]

#### <対外借入計画を除く外為取引報告提出者向け>

- 訂正のなされない不完全及び/又は不正確な報告内容：当該1件につき5万ルピアまたは最大1,000万ルピアの罰金。
- 提出遅延：1日につき50万ルピアまたは最大500万ルピアの罰金
- 不提出：1,000万ルピアの罰金。

#### <対外借入計画報告提出者向け>

- 計画・変更・財務情報の提出遅延または非提出：警告書、当局/関連部署宛報告等の罰則。

**[備考]**

- 対外借入実現報告の罰則は、2014年2月における2014年1月分のデータ提出より効力発生。
- 対外借入計画報告の罰則は、2014年3月までの2014年度計画の提出より効力発生。
- 財務情報の罰則は、2014年6月までの2013年12月時点の残高データ提出より効力発生。
- 上記罰則は最初の提出から3報告期間後の新たな報告より適用される。

-----

**【解説】**

本規定では、外為取引報告、1年超長期対外借入計画提出、対外借入を行う企業の財務情報報告義務を規定している。なお、対外借入計画提出については、中銀通達では「全てのオフショア借入」を対象となっていたが、その後の中銀回状で「1年超の長期対外借入」に特定されている。

(参照 URL)：中銀規定 [http://www.bi.go.id/web/id/Peraturan/Moneter/pbi\\_142112.htm](http://www.bi.go.id/web/id/Peraturan/Moneter/pbi_142112.htm)

中銀回状 [http://www.bi.go.id/web/id/Peraturan/Moneter/SE\\_15\\_17\\_Dint.htm](http://www.bi.go.id/web/id/Peraturan/Moneter/SE_15_17_Dint.htm)

本レポートに関するお問い合わせ先： 国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。